

# 学校選択制度に関する要領

## 第1条 目的

この制度は、大規模校の環境へ適応が困難な児童生徒への配慮として、児童生徒数の少ない学校への就学を保護者の責任のもと選択する機会を提供することにより、児童生徒に適した教育環境での個性や能力の一層の伸長を図ることを目的とする。

## 第2条 期待される効果

- (1) 大規模校や過大規模校の児童生徒数の増加が解消される。
- (2) 小規模校における協働的な学びがさらに充実する。

## 第3条 対象者

本制度の対象は、申請時に唐津市内に住所を有し、次年度の小学校入学予定者及び小中学校に在籍予定の児童生徒とする。

## 第4条 選択可能な学校等の条件

- (1) 特別支援学級を除く学級数が25学級以上の学校又は、次の要件を満たす通学区域に住居を有する場合は、要件を満たす学校以外への入学・転学を認める。

### ①要件

- ア 大規模校（25学級以上）、過大規模校（31学級以上）
  - イ 教室数に対して児童生徒数が多い学校
- ※要件を満たす学校については、「該当学校一覧」（参照）による。

### ②受け入れ先

上記①のア、イに該当しない学校

### ③留意点

該当校間の転出入は不可

- (2) (1)の要件を満たす学校以外で通常学級が全学年2学級以上ある学校は、(1)と(2)の要件を満たす学校以外の学校への入学・転学を認める。

### ①要件

- ・通常学級（特別支援学級は含めない）が全学年2学級以上ある学校
- ※要件を満たす学校については、「該当学校一覧」（参照）による。

### ②受け入れ先

上記①に該当しない学校

### ③留意点

通学する学校が統合した場合は、統合後の学校に通学する。

## 第5条 手続方法

- (1) 保護者は、申請期間中に市教育委員会へ「学校選択制度による入学・転学申請書」(別紙1)を提出する。
  - ※申請期間は、8月1日から9月30日までとする。
  - (9月30日が土日の場合は、9月30日以前の最終金曜日まで)
  - ※次年度に居住の区域の学校へ戻る場合は、11月末までに市教育委員会へ「居住学校区通学許可願」(別紙3)を提出する。
- (2) 市教育委員会は、入学又は転学先の学校と連絡・調整・確認を行う。
- (3) 市教育委員会において協議の上、入学又は転学の可否について決定する。承認する場合は、保護者に「学校選択制度利用による入学・転学許可通知」(別紙2)又は、「居住学校区への転学許可通知」(別紙4)を送付する。
- (4) 保護者は、決定の通知を受けて、入学・転学先の学校に連絡をする。
- (5) 保護者は、申請前の入学・在籍予定校に連絡する。

## 第6条 留意事項

- (1) 保護者の責任のもとに通学させる。
- (2) 通学にかかる交通費は保護者が負担する。通学支援は受けられない。
- (3) この制度を利用して入学・転学する児童生徒については、入学又は転学する前の年の申請期間内に手続きを済ませる。
- (4) 1度申請をすれば、卒業まで在籍することができる。
- (5) 小学校卒業後は、その学校区の中学校に進学できる。その際は、「学校選択制度による入学・転学申請書」(別紙1)を再度提出する。
- (6) 年度途中で、居住の区域の学校へ戻ることはできない。
- (7) 特別支援学級での転学を希望される場合は、必ずしも在籍校より学級の人数が少なくなるとは限らないため、申請書を提出する前に学校教育課に相談する。
- (8) 原則、学級増や新規設置を必要とする入学又は転学はできない。
- (9) 原則、年間を通して在籍しなければならない。
- (10) 申請期間内であれば、申請を取り消すことができる。

令和7年5月22日策定